

医療ガス安全・管理委員会要綱

(目的)

第1条 市立函館病院医療ガス安全・管理委員会（以下「委員会」という。）は、医療ガス（診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引、医療用圧縮空気、窒素、酸化エチレン滅菌ガス、炭酸ガス、ヘリウムガスをいう。）設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的とする。

(所掌業務)

第2条 委員会は、医療ガス設備に関して、次に掲げる事項を実施する。

- ・医療ガス設備の保守点検に関すること
- ・保守点検等の記録・保存に関すること
- ・医療ガス設備に係わる修理工事等にあたっての連絡・調整に関すること
- ・工事終了後、使用に先立つ試験・検査に関すること
- ・医療ガスに係わる知識の普及、啓発に関すること
- ・その他医療ガスに関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、病院長とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者とする。

(委員長、副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し総括責任を負う。

2 副委員長は、会務を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(監督責任者、実施責任者)

第5条 委員会は、医療ガスの安全点検に係わる業務の監督責任者および実施責任者を定める。

2 監督責任者は、委員会の委員で医療ガスに関する知識と技術を有する者の中から選任する。

3 実施責任者は、医療ガスに関する専門的知識と技術を持つ者の中から選任する。
医療ガスに関する専門的知識と技術を持つ者とは、高圧ガス取締法による主任者や医療ガス保安管理技術講習会受講修了者等をいう。

4 委員会は、別表2のとおり医療ガスの安全点検に係わる業務の監督責任者および実施責任者名を明らかにした名簿を備える。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、委員会を主催し、年1回定期的開催するほか、必要に応じて開催する。

(事務局)

第7条 委員会事務局は、**施設管理課**において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要事項は委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成6年6月12日から実施する。
- 2 この要綱は、平成17年12月20日、一部改定する。
- 3 この要綱は、平成19年3月15日、一部改定する。
- 4 この要綱は、平成29年2月2日、一部改定する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日、一部改定する。
- 6 この要綱は、令和5年4月1日、一部改定する。
- 7 この要綱は、令和6年4月1日、一部改定する。

別表1

名称	病院内職名・所属	備考
委員長（総括責任者）	病院長	医療施設の長
副委員長	参与	医師
委員	麻酔科科長	麻酔科医師
委員	薬剤部長	薬剤師
委員	看護科長	看護師
委員	手術棟看護師長	看護師
委員	中央放射線部技術科長	放射線技師
委員	臨床工学科 係長	臨床工学士
委員	施設管理課長	事務職員
委員	株式会社エフエスユニ マネジメント	酸化エチレン滅菌ガス取扱 責任者
委員	函館酸素株式会社	医療ガス設備保守点検業務 受託者

別表2

名称	病院内職名・所属	備考
監督責任者	参与	医師
実施責任者	函館酸素株式会社	医療ガス設備保守点検業務 受託者